

■ 高度障害保険金について

高度障害状態について

約款で定めている「高度障害保険金」の支払対象となる高度障害状態とは、以下の通りです。

対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの。

- ①. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- ②. 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- ③. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの。

- ①. 「言語機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ア. 語音構成機能障害で、口唇音^{こうしんおん}、歯舌音^{しぜつおん}、口蓋音^{こうがいおん}、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不可能となり、その回復の見込みがない場合。
 - イ. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合。
 - ウ. 声帯全部の摘出により発音が不能な場合。
- ②. 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

(3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの。

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。

(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。

(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。

(7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの。

(注) (4)～(7)について、

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節・ひじ関節・手関節、下肢においてはまた関節・ひざ関節^{きょうちよく}・足関節）の完全強直^{きょうちよく}で、回復の見込みのない場合をいいます。